

◎議案第 5 号 白老町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第 12、議案第 5 号 白老町火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

前田消防長。

○消防長（前田登志和君） 議 5－1 でございます。議案第 5 号 白老町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 25 年 12 月 6 日提出。白老町長。

下の行ですが、附則。この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

次のページの議案説明です。消防法施行令及び建築基準法施行令の一部改正に伴い、同政令を引用している条項を整理する必要があるため、本条例の一部を改正するものであります。

以上、よろしくご審議願います。

白老町火災予防条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>（住宅用防災警報器の設置及び維持に関する基準）</p> <p>第 29 条の 3 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前号に掲げる住宅の部分が存する階（避難階（建築基準法施行令第 13 条の 3 第 1 号に規定する避難階をいう。以下この条において同じ。）を除く。）から直下階に通ずる階段（屋外に設けられたものを除く。以下この条において同じ。）の上端</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>2～6 略</p>	<p>（住宅用防災警報器の設置及び維持に関する基準）</p> <p>第 29 条の 3 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前号に掲げる住宅の部分が存する階（避難階（建築基準法施行令第 13 条第 1 号に規定する避難階をいう。以下この条において同じ。）を除く。）から直下階に通ずる階段（屋外に設けられたものを除く。以下この条において同じ。）の上端</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>2～6 略</p>
<p>（住宅用防災報知設備の設置及び維持に関する基準）</p> <p>第 29 条の 4 略</p> <p>2～3 略</p>	<p>（住宅用防災報知設備の設置及び維持に関する基準）</p> <p>第 29 条の 4 略</p> <p>2～3 略</p>

<p>4 住宅用防災報知設備は、その部分である法第21条の2第1項の検定対象機械器具等で令第37条第7号から第7号の3までに掲げるものに該当するものについてはこれらの検定対象機械器具等について定められた法第21条の2第2項の技術上の規格に、その部分である補助警報装置については住宅用防災警報器等規格省令に定める技術上の規格に、それぞれ適合するものでなければならない。</p> <p>5 略</p>	<p>4 住宅用防災報知設備は、その部分である法第21条の2第1項の検定対象機械器具等で令第37条第4号から第6号までに掲げるものに該当するものについてはこれらの検定対象機械器具等について定められた法第21条の2第2項の技術上の規格に、その部分である補助警報装置については住宅用防災警報器等規格省令に定める技術上の規格に、それぞれ適合するものでなければならない。</p> <p>5 略</p>
--	--

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のございます方はどうぞ。

7番、西田祐子議員。

○7番（西田祐子君） この条例についてどうのこうのというより、むしろこの住宅用の火災報知器、防災報知器、白老町は今現在どのくらいの割合で設置されているのか。

それと、実際に設置されて、この効果というものが白老町内であるのか。そういうものももう少し教えていただければと思います。

○議長（山本浩平君） 前田消防長。

○消防長（前田登志和君） 白老町の設置率につきましては、これはいろいろな調査をしておりますけれども、例えば消防団員の方が春または秋の火災予防期間中に一般住宅等の防火査察を行いまして、そのときに、ついでに、ついでに確認等々で調べておりますけれども、約90%以上は白老町につきましては設置しているという状況です。

それから、奏功事例でございますけれども、やはりそれが鳴ったことによって未然に防げたということが当町においては2、3件ございます。

以上です。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

○7番（西田祐子君） 90%ぐらい設置していると。非常に高い設置率だと思っておりますけど、ただ、白老町は高齢者が多いものですから、設置する場所が本当に適正かどうかというところが非常に難しいと思うのです。それで、大変申しわけないのですが、高齢者の方々にとって、一番こういうところにつけたほうがいいですよというようなポイントというか、そういうものがあったらその辺を教えていただければと思います。

○議長（山本浩平君） 前田消防長。

○消防長（前田登志和君） 住宅用の火災警報器を設置する場所につきましては条例で決まっておりますけれども、寝室の部分と、それとまた寝室が2階にある場合にはその寝室と、寝

室に繋がる階段のところということが義務設置になっております。これはなぜかと言いましたら、普通一般的に火を使う台所とかそういうふうなところが一番先ではないかというふうな考えもあるのですが、この住宅火災警報器の目的というのは就寝中の火災の焼死者を防ぐというような目的がありまして、そういうことでまずは寝ているところにつけてもらうということになっているのです。煙や何かは充満する形になっていますので、垂れ壁や何かのないところの中央部分、そういうようなところにつけていただければいいと思います。

○議長（山本浩平君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第5号 白老町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。